

令和8年度渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

	<p>交付目的</p> <p>地域農業の振興及び発展並びに遊休農地の抑制を図るため、農業用機械の購入や誰もが働きやすい環境の整備につながる施設整備等を行う農業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。</p>
<p>内容</p>	<p>補助対象事業</p> <p>補助の対象となる事業は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市内の農業者が地域で営農を継続するために必要な農業用機械（以下、「営農継続用機械」という。）を購入する事業</p> <p>(2) 渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付要綱別表1に定めるICTやロボット技術等を活用したスマート農業用機械（以下、「スマート機械」という。）を購入する事業</p> <p>(3) 次のアからエまでに定める、誰もが働きやすい環境の整備につながる施設の整備（以下、「施設整備」という。）を行う事業</p> <p>ア トイレ</p> <p>イ 休養所</p> <p>ウ 更衣設備</p> <p>エ その他農業における労働環境の改善に資すると市長が認めたもの</p>
	<p>補助対象者</p> <p>補助の対象となる者は、次のとおりです。</p> <p>(1) 認定農業者等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定農業者及び認定新規就農者をいう。以下、同じ。）</p> <p>(2) 新規就農者（新規就農後5年以内で認定農業者を目指す者をいう。以下、同じ。）</p> <p>(3) 地域農業者（地域で継続して営農を行っている者をいう。以下、同じ。）</p> <p>(4) スマート機械を導入する認定農業者等及び地域計画に位置付けられた者</p> <p>また、補助の対象となる者は、次に掲げる条件を満たすものします。</p> <p>(1) 渋川市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 主たる営農地が渋川市内にあること。</p> <p>(3) 補助金受領後も引き続き市内で3年以上営農するこ</p>

	<p>と。</p> <p>(4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(6) この事業に類似する国、県等から補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。</p> <p>(7) 中古の機械を導入する場合は、3年以上の耐用年数があること。</p> <p>(8) 過去に3年以内に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。ただし、スマート機械を購入する事業は除く。</p> <p>(9) 法令及び公序良俗に反していないこと。</p>
補助上限額	<p>補助上限額は、次の通りです。</p> <p>(1) 認定農業者等：500,000円</p> <p>(2) 新規就農者：300,000円</p> <p>(3) 地域農業者：100,000円</p> <p>(4) スマート機械を導入する認定農業者等及び地域計画に位置付けられた者：1,000,000円</p> <p>※補助上限額の枠は、年1回1枠のみしか用いることができません。（併用はできません。）</p>
補助対象経費	<p>補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、営農継続用機械若しくはスマート機械の購入又は施設整備に係る経費とし、次に掲げる条件を満たすものです。</p> <p>(1) 全ての補助対象経費に共通する事項</p> <p>ア 購入した機械の本体や整備した施設の見やすい位置に、補助事業名の印字又は印字されたシール等の貼付があること。</p> <p>(2) 営農継続用機械又はスマート機械の購入に関する事項</p> <p>ア 栽培目的の作業に必要な機械等であること。</p> <p>イ トラック、フォークリフト等汎用性が高い機械でないこと。</p> <p>ウ スマート機械の購入にあっては、パソコン、スマートフォン等の端末機器や農業以外に活用できる汎用性が高い機械でないこと。</p> <p>エ スマート機械の購入にあっては、新品の機械であること。</p> <p>(3) 施設整備に関する事項</p>

		ア 農業における労働環境の改善につながる事
	交付金額	補助対象経費の3分の1の額とし、補助上限額までとします。 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	補助対象事業に着手する7日前までに農林課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 （1） 見積書の写し（1者以上） （2） カタログ、設計図書その他の補助対象事業の内容が確認できる書類 （3） 確定申告書第一表の控えの写し（必要に応じ、申告の基礎となる月ごとの売上高が記載されている台帳、帳簿などの写しを添付） （4） 申請者名義の通帳の写し（銀行名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの） （5） 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、住民票等） （6） その他市長が必要と認めた書類 【注】 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から20日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
	変更交付申請の方法、 時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市地域の農業担い手支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市地域の農業担い手支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。
	実績報告の方法、 時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋

	<p>川市地域の農業担い手支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>（1） 請求書及び領収書の写し</p> <p>（2） その他市長が必要と認めた書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市地域の農業担い手支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付請求書（様式第7号）にて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
利用状況報告について	<p>補助対象者は、交付決定を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年間、毎年4月末日までに渋川市地域の農業担い手支援事業導入機械利用状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければなりません。</p>
財産の処分の制限について	<p>補助対象者は補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行ってはなりません。財産処分を行う場合は事前に渋川市地域の農業担い手支援事業財産処分報告書（様式第9号）を提出してください。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付（不交付）決定通</p>

	<p>知書（様式第2号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第5号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付請求書（様式第7号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業導入機械利用状況報告書（様式第8号）</p> <p>渋川市地域の農業担い手支援事業財産処分報告書（様式第9号）</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。なお、市長から上記の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所農林課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2593（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4864）</p> <p>メールアドレス ninaite@city.shibukawa.gunma.jp</p>